

令和3年度 海外販路開拓支援事業のご案内

海外における県産品^(※)の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員の皆さまの経費の一部を助成します!

(※)「県産品」の定義は以下のとおりです。

- ①生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品をいう。
- ②主な原材料が福島県産であって、県外の事業者などにより製造された場合は、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品をいう。

今年度より、助成対象事業の区分や上限額など一部変更点がございますので、申請頂く際は実施要領及び募集要領をご確認ください。

1. 助成対象者

福島県貿易促進協議会の企業・個人会員

※助成対象事業の商材は**自社製品**とする。(ただし、商社はこの限りではない。)

2. 助成対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 助成対象事業及び助成額

事業区分		助成限度額
(1) 海外商談活動	①海外渡航経費	8万円
	②新型コロナウイルス特別措置経費 ^(※)	2万円
(2) 海外におけるテストマーケティング		5万円
(3) 輸出に向けた取組(英語版ホームページの作成等)		5万円
(4) 海外展示会・見本市・商談会への出展、参加(オンラインを含む)		10万円
(5) 海外向け認証取得		10万円
(6) 輸出仕向国の法規制対応		10万円
(7) 外国特許出願		10万円

上記内容のうち、実施要領の別表に定める対象経費に助成します。助成率は、各区分とも予算の範囲内において助成対象経費の10/10以内です。ただし、1会員につき、年度中、各区分とも**1回限り**、かつ、**各区分の合計額20万円を上限**とします。

※「新型コロナウイルス特別措置経費」については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの特別措置とします。

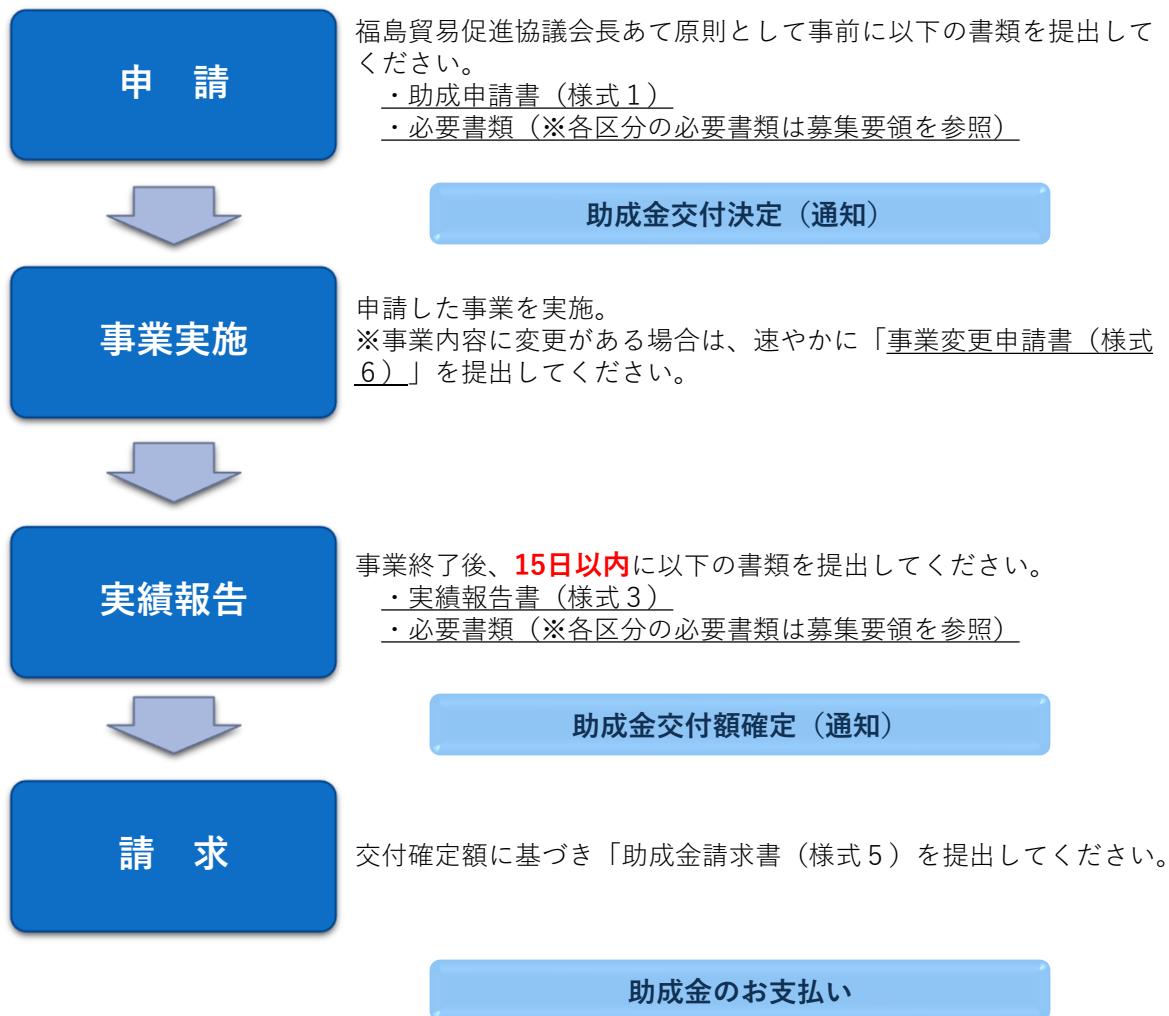
4. 申請受付期間

申請は随時受け付けいたします。ただし最終受付日は以下のとおりです。

事業区分	最終受付日
(1) 海外商談活動	令和4年2月28日
(2) 海外におけるテストマーケティング	
(3) 輸出に向けた取組(英語版ホームページの作成等)	
(4) 海外展示会・見本市・商談会への出展、参加(オンラインを含む)	
(5) 海外向け認証取得	令和3年12月28日
(6) 輸出仕向国の法規制対応	
(7) 外国特許出願	

5. 申請から交付までの流れ

※今年度より申請書・報告書・請求書の社判の押印は不要となります。



6. 書類の提出部数及び提出先

必要書類各1部をメールまたは郵送にて以下に提出してください。

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎11階

福島県貿易促進協議会（福島県観光交流局県産品振興戦略課内）

Mail: trade@pref.fukushima.lg.jp

※メールにて提出する場合は、PDF形式でご提出ください。（編集可能なWord、Excelでの提出は不可。）

【問い合わせ先】

福島県貿易促進協議会 事務局（福島県県産品振興戦略課内）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎11階

TEL: 024-521-7326 FAX: 024-521-7888

Mail: trade@pref.fukushima.lg.jp



実施要領・募集要領・申請書等の様式は当協議会ホームページよりダウンロード頂けます。